

## 「エコポイント対象住宅証明書発行業務」のご案内

### □ 住宅版エコポイント制度

平成 21 年 12 月 8 日に、国の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が閣議決定され、「住宅版エコポイント制度」が創設されました。

このことにより、エコ住宅の新築、またはエコリフォームをされた方は、様々な商品・サービスと交換可能なエコポイントを取得できることとなります。

**財団法人岩手県建築住宅センターでは、登録住宅性能評価機関として、新築住宅に関する「エコポイント対象住宅証明書発行業務」及び「住宅エコポイントの発行・交換の申請受付業務」を開始しました。**

### □ エコポイント対象住宅証明書発行業務

#### 1 業務内容

エコポイント対象住宅判定基準に適合していることを審査し、適合していることを証明する「エコポイント対象住宅証明書」を発行する業務です。

エコポイント対象住宅判定基準

- (1) 省エネ基準（木造住宅に適用）
- (2) 住宅事業建築主基準（一戸建ての住宅に適用）
- (3) エコポイント対象住宅基準（共同住宅等に適用）

住宅性能評価、長期優良住宅、フラット 35 S 等により、省エネルギー対策等級 4 の取得によって、既にエコポイント対象住宅判定基準に適合されていることが証明されている場合は、改めて「エコポイント対象住宅証明書」の発行を受ける必要はありません。

#### 2 業務区域

住宅の所在地が岩手県内であること

#### 3 業務範囲

一戸建ての住宅及び共同住宅等の新築住宅

※詳細は[近日中に更新いたします。](#)